

## 委員意見への回答（柏崎市）

第134回定例会（8月6日）受付分

### ● 新潟県・柏崎市に対する意見

市内の町内からヨウ素剤についての意見を預かってきました。

「ヨウ素剤は各自で保管するのではなく、いざという時は地域の知った顔から受け取る事ができると安心感もあり、ありがたい。」

「地域の自主防災組織等を担っている消防団などに委ね、地域の消防小屋に鍵のかかる保管庫を設置するなどしていただきたい。」

### ● 柏崎市回答

安定ヨウ素剤を地域のお知り合いや消防団員などから受け取ることについて、安定ヨウ素剤が薬事法に規定されている医療用医薬品であることから出来ません。

安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の体内への取り込みを防ぐことを目的に服用する医薬品です。このため、服用のタイミングが重要で、指示があったときに迅速に服用できることが必要ですので、まずは即時避難区域（P A Z）にお住まいの方から、平常時にお持ちいただけるよう、事前配布に取り組むことを考えています。事前配布がされていない場合は、緊急時に行政職員等が禁忌者（服用できない方）などを確認しながら配布することになります。

しかしながら、ご意見にあるような各自保管の場合は、紛失や誤飲などの恐れもあることから、市でも難しい問題が隠れていることを認識しており、事前配布するにも慎重な作業を必要としています。なお、安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素の体内取り込みにもみ効果があり、それ以外の放射性物質の取り込みには効果はありません。

安定ヨウ素剤は、原子力災害時に備え地方自治体が購入し備蓄することが認められています。新潟県が購入した安定ヨウ素剤の保管管理を市が受託し、市役所本庁舎、柏崎市消防本部、西山町いきいき館及び市内の各小中学校等に分散し、保管庫にて施錠保管しています。

安定ヨウ素剤は、薬事法第49条第1項による処方せん医薬品ではありませんが、保健衛生上の観点から、厚生労働省では処方せん医薬品と同様に処方せんに基づいて交付されるべきものとの解釈であります。

このようなことから、厳重に保管管理しなければならないため、消防小屋などでの施錠管理等では盗難等の恐れもあり、ご要望にお応えすることは難しいものがありますが、ご意見にあるような安心感をお持ちいただくにはどうすべきか、実効性ある配布方法含め、新潟県及び関係機関等と検討していかなければならない課題であると考えます。